

経理部門の基本有用情報

今月の経理情報

今回のテーマ： 2019 年 3 月期以降の年度決算における改正事項

2019 年 3 月期以降の法人税申告において、留意すべき主な改正事項は次の通りです。

法人税率等の改正

税目	区分	2018 年 4 月 1 日以後開始事業年度
法人税	中小法人	年 800 万円以下の部分 15.0%
		年 800 万円超の部分 23.2%
	中小法人以外の普通法人	23.2%

税目		2019 年 9 月 30 日以前開始事業年度	2019 年 10 月 1 日以後開始事業年度
地方法人税		4.4%	10.3%
都道府県民税、市町村民税		3.2%、9.7%	1.0%、6.0%
事業税	外形標準課税適用外法人	所得割 (超過税率) 3.4%、5.1%、6.7% (3.65%、5.465%、7.18%)	5.0%、7.3%、9.6% (5.25%、7.665%、10.08%)
	地方法人特別税	事業税所得割 × 43.2%	廃止
事業税	外形標準課税適用法人	所得割 (超過税率) 0.3%、0.5%、0.7% (0.395%、0.635%、0.88%)	1.9%、2.7%、3.6% (1.995%、2.835%、3.78%)
		付加価値割、資本割 1.2%、0.5%	1.2%、0.5%
		地方法人特別税 事業税所得割 × 414.2%	廃止

貢上げ及び投資の促進に係る税制（2018 年 4 月 1 日以後開始事業年度より）

区分	判定項目 (※対前期)	中小企業者等以外		中小企業者等		
		原則	上乗せ	原則	上乗せ	
適用要件 (①～③は 必須、さらに ④または⑤ を満たせば 上乗せあり)	①雇用者給与等増加額(※)	≥ 0		≥ 0		
	②継続雇用者給与等増加割合(※)	$\geq 3\%$		$\geq 1.5\%$	$\geq 2.5\%$	
	③国内設備投資÷減価償却費	$\geq 90\%$		なし		
	④教育訓練費増加割合(※)	なし	$\geq 20\%$	なし	いずれ か一方	$\geq 10\%$
	⑤経営力向上計画の認定	—		なし		認定あり
控除税額	雇用者給与等増加額 × %	15%	20%	15%	25%	
控除限度額	法人税額 × %	20%				

欠損金の繰越控除制度の見直し（2018 年 4 月 1 日以後開始事業年度より）

改正項目	中小法人等以外の法人	中小法人等
控除限度額	所得の 50%	所得の全額
繰越期間	10 年	

お見逃しなく！

中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制、商業等活性化税制は 2019 年度税制改正により、適用期限が 2021 年 3 月までとなる予定です。